

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 参照条文 目次

○ 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）	【民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に	
○ 関する法律（令和五年法律第五十三号）による改正後】	1
○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	1
○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）	2
○ 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）	2
○ 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（抄）	3
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	4
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	4
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）	4

○ 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）（抄）【民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）による改正後】
第四十九条 裁判所ハ競売期日ヲ定メ官報ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

②前項ノ公告ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 競売ニ付スヘキ鉄道財団ノ表示
- 二 競売期日ノ場所、日時及入札締切ノ時
- 三 最低競売価額
- 四 競落期日ノ場所及日時
- 五 事件ノ記録ノ閲覧ヲ請求スベキ裁判所書記官ノ属スル裁判所

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）
（定款）

第八十八条の三 （略）

2 金融商品会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 一十四 （略）

十五 公告方法（金融商品会員制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしななければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第八十九条の二第二項第九号において同じ。）

3 （略）
（定款）

第二百二条の四 （略）

2 自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 一十二 （略）

十三 公告方法（自主規制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしななければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第二百二条の九第二項第九号において同じ。）

3 (略)

(吸収合併消滅会員金融商品取引所の手続)

第三百三十九条の三 (略)

2～6 (略)

7 吸収合併消滅会員金融商品取引所が前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による公告を、官報のほか、次項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号に掲げる公告方法(会員金融商品取引所が公告(この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。))をする方法をいう。以下この目において同じ。)によりするときは、前項において準用する第一百一条の四第二項の規定による各別の催告は、することを要しない。

8～11 (略)

○ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) (抄)

(資金管理団体の名称等の公表)

第十九条の二 資金管理団体の届出があつたときは、当該資金管理団体の届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その資金管理団体の届出をした者の氏名、その者に係る公職の種類並びに資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これらの事項につき前条第三項の規定による届出があつたときも、同様とする。

2 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、前項の規定による公表を都道府県の公報又は官報への掲載により行つたときは、直ちに、当該都道府県の公報又は官報の写しを、都道府県の選挙管理委員会にあつては総務大臣及び政令で定める都道府県の選挙管理委員会、総務大臣にあつては政令で定める都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

○ 図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号) (抄)

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 (略)

○ 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）（抄）

（印刷局の目的）

第三条 (略)

2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

四 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。

五〜七 (略)

2・3 (略)

第十九条 削除

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等）

第二十条 (略)

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務（同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。）に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 (略)

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）
（年度目標）

第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という。）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

二 業務運営の効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 その他業務運営に関する重要事項

3 前項の年度目標には、同項各号に掲げる事項に関し中期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三十三の二（略）

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関する事

三十八 六十三（略）

○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）
（内閣総理大臣の権限）

第七条（略）

2・4 (略)

5 内閣総理大臣は、復興庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6・7 (略)

附 則

(他の法律の適用の特例)

第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)

(略)

(略)

(略)

2・3 (略)